

港湾法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職権の委任） 第二十二條（略） 2 法第五十條の六第十項（同條第十一項において準用する場合を含む。）、第五十條の七第五項、第五十六條の二の二十二、第五十六條の四及び第五十六條の五並びに第十七條の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。</p>	<p>（職権の委任） 第二十二條（略） 2 法第五十條の六第十項（同條第十一項において準用する場合を含む。）、第五十條の七第五項、第五十六條の四及び第五十六條の五並びに第十七條の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。</p>